

地方創生推進交付金事業

『『まるごと博物館構想』を核とした『人』・『地域資源』で紡ぎだすまちの元気創出事業』
須坂の文化振興と愛着度向上を目的とした「体験型プログラム」の展開に向けた実証事業
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

2021年4月

信州須坂まちの元気創出推進委員会

1 目的

須坂市では、国の地方創生推進交付金を活用し、2020年度から2022年度までを計画期間とする『まるごと博物館構想』を核とした『人』・『地域資源』で紡ぎだすまちの元気創出事業』を実施している。

本事業は、市域に存在するあらゆる文化財に着目し、「建物の中で展示物を見る」という博物館のイメージから脱却し、市域全体を博物館と捉えて、それらを通じて文化を学ぶ仕組みである「まるごと博物館構想」を推進することで、文化振興と市民の地域に対する愛着醸成（＝文化振興事業）、人の流れを市内に循環させること（＝回遊促進事業）、観光消費額の増加と新たな雇用創出を生み出し（＝産業振興事業）、まちの元気を創出することを目指している。

この要領は、前記事業を推進するための、『まるごと博物館構想』を核とした『人』・『地域資源』で紡ぎだすまちの元気創出事業』須坂の文化振興と愛着度向上を目的とした「体験型プログラム」の展開に向けた実証事業を受注する業者を募集・選定するために必要な事項を定めるものである。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

『まるごと博物館構想』を核とした『人』・『地域資源』で紡ぎだすまちの元気創出事業』須坂の文化振興と愛着度向上を目的とした「体験型プログラム」の展開に向けた実証事業 業務委託公募型プロポーザル

(2) 主催者

信州須坂まちの元気創出推進委員会（以下「推進委員会」という。）

(3) 担当部署

推進委員会事務局（須坂市社会共創部文化スポーツ課）

(4) 公募型プロポーザル方式を選択した理由

本事業は、まちの元気創出が目的であり、民間事業者の持つ実績・ノウハウ・アイデアを活かし、より効果的な事業が実施できる業務委託先を選定するため、公募型プロポーザル方式によるものとする。

3 業務の概要

(1) 業務名称 『まるごと博物館構想』を核とした『人』・『地域資源』で紡ぎだすまちの元気創出事業』須坂の文化振興と愛着度向上を目的とした「体験型プログラム」の展開に向けた実証事業 業務委託

(2) 業務内容 別紙『まるごと博物館構想』を核とした『人』・『地域資源』で紡ぎだすまちの元気創出事業』須坂の文化振興と愛着度向上を目的とした「体験型プログラム」の展開に向けた実証事業 業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

- (3) 履行期間 契約締結日から 2022 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 限度額 金 5,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

本募集への参加資格については、次に定めるとおりとする。

- (1) 参加者の構成
 - ① 単独事業者又は 2～3 者で構成される共同企業体とする。
 - ② 単独事業者の場合は市内事業者に限る。共同企業体の場合は市内事業者を含むこととする。
 - ③ 一共同企業体の構成員が単独事業者又は他の共同企業体の構成員として同一プロポーザルに参加することはできない。
 - ④ 共同企業体の代表者は、出資比率が最も高い者とする。

※共同企業体の構成については「須坂市建設工事共同企業体運用要綱」に準ずる
- (2) 本件の委託業務の企画提案書を提出する時点で、須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成 30 年 1 月 1 日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更正手続開始の申立て、または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (7) 単体又は共同企業体構成員のいずれかが過去 10 年以内に同様の業務の委託完了実績を有すること。

5 プロポーザルへの参加方法

- (1) 提出書類及び作成要領
 - ① 参加申込書（様式 2）
 - ② 企画提案書届出書（様式 3）
 - ③ 共同企業体協定書の写し ※共同企業体で参加する場合（参考 特定建設工事共同企業体協定書）
 - ④ 市町村税の滞納がないこと証明する書類 ※共同企業体の場合は、全構成員についても提出すること
 - ⑤ 業務実績書（様式 4）

⑥ 業務実施体制（様式5）

○本業務の実施に当たり、一部を再委託する場合は、委員会にその業務内容と再委託先の業者について報告し、承諾を得ること。

⑦ 企画提案書（任意様式）

○表紙には『『まるごと博物館構想』を核とした『人』・『地域資源』で紡ぎだすまちの元気創出事業』須坂の文化振興と愛着度向上を目的とした「体験型プログラム」の展開に向けた実証事業 業務委託企画提案書と記入する。

○次の内容を盛り込むことに加え、強調したい事項等を記載した独自の提案書とすること。

ア 業務実施方針（コンセプト）

イ 業務の進め方

ウ 業務内容

エ その他（提案者独自の企画、アイデア、PRポイント等）

⑧ 本業務の実施スケジュール案（任意様式）

⑨ 見積書（任意様式） 内訳、明細を記載すること。

⑩ 上記書類の電子データ一式

（2）企画提案書等の留意事項

① 提出書類の企画はA4サイズ・片とじ・横書きとし、ページ番号をつけること。（両面印刷可）

② 企画提案書は以下の書類を熟読のうえ、仕様書との整合を十分に図り、須坂市の現状や課題を踏まえ、須坂市の取組む方向性を十分に考慮し、PRしたいポイントや提案趣旨を明確にする。

○（別紙2）2021年度地方創生推進交付金実施計画【2020年度開始事業】

○当該交付金事業実施にかかる地域再生計画（第55回認定）

○須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略

○須坂市 第六次総合計画

○『『まるごと博物館構想』を核とした『人』・『地域資源』で紡ぎだすまちの元気創出事業』事業戦略

③ 提出書類（1）⑦のページ数は10ページ以内とすること。（表紙はページ数に含めないものとする。）

④ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、本プロポーザルの参加を取り消す。

⑤ 企画提案書等の記載事項に不備がある場合、再提出を依頼する必要があるため、期間に余裕を持って提出すること。

⑥ 提出部数は（1）①～④については1部、（1）⑤～⑨については8部とすること。

（3）提出方法等

① 提出期間及び期限

「10 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール」に記載

② 提出先

「12 問い合わせ・書類提出先」に記載

③ 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）

6 質問書の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問書（様式1）により提出期限までに持参または電子メールにより提出する。

(2) 受付期間

「10 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール」に記載

(3) 回答方法

質問に対する回答は、提案者の認識を統一するため、質問者匿名にて須坂市ホームページ上で回答を掲載する。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の内容追加・修正とみなす。

7 契約候補者の選定方法等

プロポーザルの審査は、以下のとおり実施する。

(1) 本プロポーザルでは、推進委員会の委員等で組織する選定委員会を設置し、事業者を選定する。

(2) 応募者数が5者を越えた場合は、提出された書類について書類審査を行い、上位5位までの者がプレゼンテーションに参加できるものとし、書類審査結果を通知する。なお、応募者数が5者を超えない場合は、書類審査の項目は、プレゼンテーション審査に合わせて審査する。

(3) 参加資格者から期限までに提出された書類に基づいて、審査委員会委員へのプレゼンテーションを行い、推進委員会が定める基準により審査した結果、最高評価の1事業者を契約候補者とする。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続きをする。

(4) 提案が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約候補者となることができる最低基準点を満点の60%とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(5) 審査方法は、別表「審査基準表」に基づき、審査項目ごとに評価を行うものとする。

(6) 実施方法については、以下のとおりとする。

① 実施方法

- プレゼンテーション 20 分以内
- 質疑応答 10 分以内

② その他

- 提出書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、当日の資料の追加及び差し替えは認めないものとする。
- 説明に際し、パワーポイントその他のパソコンの使用は可とし、スクリーン及びプロジェクターは推進委員会で用意する。
- ノートパソコンその他必要な物品は参加者が準備すること。
- 審査結果は、後日、全てのプレゼンテーション参加者に通知する。
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web 会議システムによるプレゼンテーションとなる場合があります。

8 審査結果の通知

審査結果については、2020 年 6 月中旬に郵送にてプレゼンテーション参加者全員へ通知するとともに、本市ホームページにて公開する。

なお、審査結果に異議を申し出ることにはできないものとする。

9 業務委託契約

契約候補者と交渉を行い、内容について合意の上、随意契約により契約を締結する。

10 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

内 容	期 間 等
プロポーザル募集開始	2021 年 4 月 20 日 (火) ※市ホームページに掲載
質問書受付期限	2021 年 5 月 10 日 (月) 午後 4 時まで
参加申込書提出期限	2021 年 5 月 12 日 (水) 午後 4 時まで
参加承認通知	2021 年 5 月 14 日 (金) ※郵送により通知
企画提案書等提出期限	2021 年 5 月 24 日 (月) 午後 4 時まで
書類審査結果送付	2021 年 5 月 27 日 (木) ※応募者数が 5 者を超えない場合は、書類審査の項目は、プレゼンテーション審査にまわる。
プレゼンテーション実施及び評価・選考	2021 年 6 月 3 日 (木)
選考結果通知	2021 年 6 月中旬 ※郵送により通知 (市ホームページにも掲載)
業務委託契約締結	2021 年 6 月下旬予定

11 その他

- (1) 企画提案書などの作成経費や旅費等の必要経費等、本件参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書や会社概要その他提出した書類に虚偽や偽造、模倣があった場合は失格とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 審査の過程や参加者ごとの評価の詳細については公表しない。
- (5) 業務の実施については、企画提案書の内容を基本とするが、契約書の範囲内で担当部局と打ち合わせを実施しながら作業を進めるため、必ずしも企画提案書通りの事業実施や作業スケジュールとはならない。「1 目的」にも記載のとおり、目的をより効果的に達成するため、「文化振興事業」や「回遊促進事業」、「産業振興事業」における事業実施内容やスケジュールとも十分に整合・調整を図りながら業務を進めること。

12 問い合わせ・書類提出先

〒382-8511 須坂市大字須坂 1528 番地 1

信州須坂まちの元気創出推進委員会事務局（須坂市社会共創部文化スポーツ課内）

担当：峯村 清一（係長） 坂田 亜弥（担当者）

電 話：026-248-9027（課専用）

ファクシミリ：026-248-8825（教育委員会）

電子メール：genkisuisin@city.suzaka.nagano.jp

(別表)

審査基準表

1 書類審査項目

審査項目	審査の視点	配点
業務実績	本業務の委託を請け負うに足る業務の受託実績を有しているか。	10/100
見積価格	見積もり金額、見積内容が適正であるか。 ※実施要領に記載された限度額を提示した参加者は参加資格を失うものとする。	10/100
合計		20/100

2 プレゼンテーション審査評価項目

審査項目	審査の視点	配点
理解度	事業内容の項目に対して正しく理解し、事業提案がされているか	10/100
業務体制	業務内容に対して必要な経験・能力を有するスタッフが十分に確保されているか。	10/100
企画提案内容	本市の現状と課題について理解し、今後の施策の方向性への着眼点に優れているか。	10/100
	本業務を遂行するにあたり、適切なスケジュールが計画されているか。	10/100
	先進的な知見や知識、ノウハウに裏付けされた提案がなされているか。	10/100
	仕様書に示された事項以外に、本市にとって有益な独自提案が示されているか。	10/100
プレゼンテーション能力	担当者は提案内容を明確に説明しているか。審査員の質問についての的確に回答しているか。	10/100
地域連携	地元の業者や市民を効果的に巻き込んだ業務内容となっているか。	10/100
合計		80/100

審査員1名の持ち点は100点とし、審査点数の満点はプレゼンテーション当日の審査委員会委員数×100点とする。

合計点数が最低基準点（満点の60%）以上となる者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。